

会議案第4号

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例中一部改正の件

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年6月1日提出

芽室町議会議会運営委員会委員長 渡 辺 洋一郎

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例（昭和23年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。

議長 455,000円

副議長 384,000円

常任委員会委員長 356,000円

議会運営委員会委員長 356,000円

議員 300,000円

附 則

この条例は、令和9年5月1日から施行する。

説 明

議会活動の実態に即した報酬水準への適正化を図り、多様な人材が参画し得る持続可能かつ活力ある議会基盤を確立するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>議長 <u>455,000円</u></p> <p>副議長 <u>384,000円</u></p> <p>常任委員会委員長 <u>356,000円</u></p> <p>議会運営委員会委員長 <u>356,000円</u></p> <p>議員 <u>300,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和9年5月1日から施行する。</p>	<p>第2条 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の議員報酬の月額は、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>議長 <u>306,000円</u></p> <p>副議長 <u>244,000円</u></p> <p>常任委員会委員長 <u>224,000円</u></p> <p>議会運営委員会委員長 <u>224,000円</u></p> <p>議員 <u>204,000円</u></p>